銀行の金融商品公正価値実務の評価のための 監督上のガイダンス (序文全文及び原則の抄訳)

序文

近年、複雑あるいは流動性の低い金融商品に対する銀行による価値評価に関連するリスク管理及び報告体制の問題や、それらが規制上の所要自己資本や銀行監督に与える意味に大きな関心が寄せられてきた。公正価値会計が適用される金融商品の拡がりは、今回の金融市場混乱の経験と相俟って、公正価値測定に係る堅実なリスク管理と統制プロセス及びその信頼度の重要性を強めている。更に、公正価値測定が自己資本規制及び銀行の内部リスク管理に与える影響の大きさを考慮すれば、監督当局が、バーゼルⅡの枠組みにおける第2の柱の監督上の検証プロセスを通じて、銀行の価値評価実務の健全性を評価することは同様に重要である。

2008年6月、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、市場混乱において銀行が直面した公正価値測定及びモデリングの課題に関する分析結果 1 を公表した。本文書は、同分析結果及びバーゼル委が2006年に公表した公正価値オプションに関するガイダンス 2 を踏まえ、銀行の金融商品公正価値評価プロセスの評価を強化することを助けるとともに、銀行のリスク管理及び統制プロセスの改善を促すため、銀行及び銀行監督当局に対してガイダンスを提供することを目的としている。

本文書に含まれる諸原則は、銀行実務に関する監督上の期待と、銀行の公正価値評価実務に関する監督上の評価を扱っている。また、これらの原則は、公正価値評価に係る強固なガバナンスのプロセス、信頼度の高い入力情報及び多様な情報源の使用、銀行内部及び外部の利害関係者に対する公正価値評価の不確実性の表現及び伝達、公正価値評価プロセスに対する銀行及び監督当局による十分な資源配分、独立した検証プロセス、リスク管理及び報告目的での公正価値評価実務における可能な範囲での整合性確保、銀行の公正価値評価実務に係る強固な監督上の監視(オーバーサイト)の促進を求めるものである。

本ガイダンスは、公正価値で測定される全ての金融商品に、通常時及びストレス時の双方において、公正価値に係る階層構造(fair value hierarchy)における財務報告区分に拘わらず適用される。本ガイダンスは、会計基準設定主体³により定められた

^{1「}公正価値測定とモデリング:市場ストレスから得られた課題と教訓の分析」(2008年6月)

²「銀行による金融商品への公正価値オプションの利用に関する監督上のガイダンス」(2006年6日)

³ 国際会計基準審議会(IASB)は最近、公正価値の測定と関連する情報開示の補強に向けたガ

基準の範囲を超えるような追加的措置を示すものではない。

本ガイダンスで示された監督上の期待は全ての銀行に適用される。しかしながら、 その適用は、各銀行の公正価値評価対象エクスポージャーの重要性や複雑性に応 じて行うべきである。

イダンスを公表した。「活発でなくなった市場における金融商品の公正価値の測定と開示」(2008年 10月)参照。

金融商品の公正価値評価に係る監督上の期待

A. 公正価値評価のガバナンスと統制

原則1

監督当局は、銀行の取締役会が、リスク管理や財務報告のために公正価値で評価される全ての金融商品に関し、適切なガバナンス構造⁴及び統制プロセスを確保することを期待する。これらのプロセスは、銀行全体に整合的に適用され、リスクの計測及び管理のプロセスに反映されるべきである。

原則2

監督当局は、銀行が、ストレス時も含め、取り扱う金融商品の評価額を決定・検証するために十分な能力を有することを期待する。

原則3

監督当局は、銀行の上級管理職が、貸借対照表上の金融商品の区分に関する方針が、可能な限り、会計上、規制上及び内部管理上の目的と整合的であることを確保することを期待する。更に、上級管理職は、これらの方針が当該銀行の公正価値評価能力に厳密に適合していることを確保すべきである。

B. 公正価値評価のためのリスク管理と報告

原則4

監督当局は、銀行が、評価額の決定に使用される技法の策定・検証のための健全なプロセスを有することを期待する。

⁴ 本ガイダンスでは、取締役会及び上級管理職により構成されるガバナンス構造をいう。バーゼル委は、取締役会及び上級管理職の機能に関する各国の法制・規制上の枠組みに大きな違いがあることを認識している。一部の国では、取締役会の監視機能が、業務執行機能を持たない、「監査役会」として知られる独立した主体により遂行される二層構造が用いられている。一方で、取締役会がより広範な役割を持つ単層構造が用いられている国もある。こうした違いがあるため、本文書では、取締役会及び上級管理職という言葉を、特定の法的構造を特定するよりもむしろ、銀行内の経営及び監視機能を担う者を示すために用いる。また本文書では、当該機能に関する様々な手法を、コーポレート・ガバナンス構造と総称する。国により、コーポレート・ガバナンス手法の構造が異なることを認識した上で、本文書は、様々な構造のもとでのコーポレート・ガバナンスを強化しうる実務を促進する。

原則5

監督当局は、銀行が、公正価値の推計値が可能な限り信頼度の高いものとなるよう、適切かつ信頼度の高い入力情報を最大限活用するとともに、その他全ての重要な情報を反映することを期待する。

原則6

監督当局は、銀行が、評価額調整が必要な場合、リスク管理上、規制上及び財務報告上の評価額調整を行うに際して、厳格かつ整合的なプロセスを有することを期待する。

原則7

監督当局は、銀行が、公正価値評価の不確実性を明確に分析する公正価値評価及びリスク管理プロセスを有し、全ての重要な評価の不確実性は、取締役会及び上級管理職に伝達される情報に含まれることを期待する。

原則8

監督当局は、銀行の情報開示が、適時に、適切で信頼度が高く、意思決定に有用な情報を提供することにより、透明性を促進することを期待する。

C. 銀行の公正価値評価実務に係る監督上の評価

原則9

監督当局は、銀行に対し、公正価値評価及びガバナンスのプロセスの評価に資する補完的な情報の提供を求めうる。

原則10

監督当局は、適切なガバナンス、リスク管理や統制実務を含む、銀行の金融商品の公正価値評価実務を評価し、自己資本の充実度の評価を行う際に当該評価を反映すべきである。